

平成 25 年度第 4 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 26 年 2 月 13 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分 日野市役所 2 階 201 会議室	
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委 員 山下 太郎（弁護士 日野市民法律事務所） 委 員 濱中 大輔（税理士 星野・濱中会計事務所）	
議事次第 1. 開会 2. 審議事項 （1）抽出案件について（平成 25 年 11 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの総務課 契約締結分） 3. その他 4. 閉会		
質問・意見		回答
2（1）抽出案件について ・抽出方法等の説明を事務局に求める。		・今回の審査対象期間は、平成 25 年 11 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までとなっています。 この間に総務課で契約締結した案件の総数は 131 件です。前年同期と比較しますと契約件数が増加しています。
○工事について ・「日野市道通学路緊急整備工事（25-1）」や「市道 C134 号線ほか 3 路線舗装補修工事」のように、工事は不調が目立つ傾向にあるのか。		・工事に関しては、不調が多くなっています。これまでは労務単価の改正が年 2 回程度でしたが、最近はその改正が頻繁に行われて、その都度対応しています。 しかし、国が実勢価格の調査を行い、労務単価を決定し、各市町村へその情報が伝わるまでに一定の時間を要することから、どうしても実勢価格のずれというものが生じてしまいます。
・不調が多くなることによって、たびたび指名されることになる事業者にとって		・その可能性はあると思います。

もその都度積算を行わなければいけないので、負担になっている可能性もあるのではないか。 ○設計・測量について ・ごみ処理施設建設基本設計業務委託を特命随意契約の２号で行ったのは合理的であると判断したからか。 ・新しい事業者依頼すると作業量が多くなるということか。 ・合理的であるという判断、例えばコストの比較や契約方法について、どこかに意見を聞くということはあるのか。 ・２，０００万円未満で指名業者選定委員会に諮ることはないのか。 ○修繕について ・修繕についても指名業者選定委員会には諮っていないということか。 ・「本線・予備選UGS修繕」については、	・本設計業務は、平成２０年度に作成した日野市ごみ処理施設建設計画報告書の内容にあわせて、プラントメーカーヒアリング等で得たバックデータ及び策定に至る経緯や設計の意図等をもとにした作業が必要となるため、前回事業者に依頼したほうが合理的であるという判断です。 ・それもあります。 ・基本的には、担当課による決裁及び契約担当課である総務課での決裁により、特命随意契約により契約を締結することが妥当であるかを判断しています。 しかし、２，０００万円以上の契約については、指名業者選定委員会に諮り、当該契約方法の妥当性について議論をしたうえで進めています。 ・基本的にありません。 ・２，０００万円未満のものは諮っていません。 ・本件は、防災情報センターの自家用電気
--	---

経費が安くなるという理由であるようだが、この判断は現場で行っているのか。 ○印刷について ・社会科副読本の印刷製本で紙入札を行い、同額であったためくじ引きになったとのことだが、日野市では電子入札、紙入札のどちらが多いのか。 ・電子入札を増やすという動きはないのか。 ・電子入札によるコスト面でのメリットなどはあるのか。 ・他市の状況はどうか。	工作物内のUGSの修繕であり、停電をして作業を行う必要があります。防災情報センターは年次点検を行っており、その作業と同じ事業者が同じ日にちに行うことにより、コストの削減が図れるものです。そのため、競争入札に付することが不利になるとして、特命随意契約により契約を締結しました。 この判断は、業務担当課での決裁及び契約担当課である総務課の決裁により行っています。 ・紙入札の方が多い状況です。電子入札は130万円以上の工事と300万円以上の設計・測量について実施しています。 ・当然、電子入札を拡大していきたいとは考えています。 しかし、なかなか電子入札を行うだけの体制がとれていない事業者があるのも事実であり、例えば工事の指名競争入札においては電子入札を行っていますが、FAXで指名をした旨の連絡をするなどしてフォローしているのが実情です。 ・電子入札を行うことにより、入札会場を確保する必要がなくなる、また、事業者側からすればわざわざ市役所まで出向く必要がなくなるなどのメリットがあります。 ・ほとんどの案件で電子入札を行っている自治体もあります。
--	---

・ そうであれば、日野市の事情もあるの だろうが、電子入札の拡大を検討してもよ いのではないか。 ○委託について ・ 「光害阻止ＬＥＤ照明設置業務委託」に ついて、このＬＥＤを作れるのはこし かないということか。 ・ 「日野市国保特定健康診査及び大腸がん 検診業務委託」について、辞退者が多か ったようだが、辞退理由はこういったも のなのか。 ・ 入札結果からすると、事業の実施方法を 検討する必要もあるのではないか。 ○賃貸借について ・ 「自動体外式除細動器借上」について、 随意契約の８号により契約を締結した とのことだが、入札は何回やるのか。	・ 徐々に拡大する方向で検討しています。 ・ そのとおりです。この商品にかかる特許 を有しているのはこの事業者のみであ るため、競争入札に適さないとして特命 随意契約により契約を締結しました。 ・ 辞退に関しては、必ずしも理由を確認し ているわけではありませんが、本件の場 合、土日を含む日程設定となっていたた め、医師の確保が難しかったことや、検 診車により検診を行うという事業形態 などの理由により対応できる事業者が 限られてしまったのではないかとと思わ れます。 なお、昨年度は特定健診で４５０名、大 腸がん検診で３００名程度の受診があ り、利用者自体は少なくありません。 ・ 実施方法の見直しをというご意見は以前 の委員会でも出されました。主管課に伝 えたところ、できるだけ多くの方々に検 診していただきたいと考え、移動で きる検診車でというのが主管課の意向で した。 ・ 予定価格を公表している場合は１回で す。予定価格を公表していない場合は２ 回です。 本件は予定価格を公表していません。２
---	---

・交渉をする場合の基準はあるのか。	回入札を実施しても予定価格内に収まらなかったため、最低額を提示した事業者と交渉して契約に至ったものです。 ・予定価格と入札額の差がおおむね１０％を目安としています。
--------------------------	--